

第28回寝屋川市障害者長期計画推進委員会 要旨

日 時 平成24年11月30日 14:00～16:15

場 所 市立総合センター 4階第1研修室

出席委員 赤木委員 大澤委員 小澤委員 岸谷委員 北野委員長 朽見委員 菅原委員
仲井委員 馬場委員 (名簿順)

[助言者] 渡邊さん 大西さん 坂井さん 富田さん 村井さん 森下さん
(名簿順)

欠席委員 西山委員 飛山委員 平山委員 梶田副委員長 向井委員 山村委員
(名簿順)

会議成立および傍聴の報告、資料の確認

(資料の「第13回全国障害者スポーツ・ぎふ清流大会・記録票」は、今回の委員会の内容とは関係ないが、寝屋川出身の方が記録を出していることを各委員にも知ってほしいという市民の申出があり、配付した。)

1 開会あいさつ (北野委員長)

今後、国の障害保健福祉施策としてどのようなことが行われようとしているのかを、私が知っている範囲でお話したいが、制度改革推進会議の後に始まった障害者政策委員会で厚生労働省に質問しても、まともな回答はほとんど返って来ず、ほとんど見えない現状である。

資料の「障害保健福祉施策の推進に係る工程表」は1枚目が概要版、後の2枚が詳細版と言われているが、例えば「法の理念」について、骨格提言での指摘事項は双方ともきちんとまとめられているが、障害者基本法の目的が改正されて新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されたことは詳細版には書かれておらず、どちらが詳しいのかはわからない。国は、改正された障害者基本法に謳われていることが上限であり、それを超える法律や施策は出さないとやっているが、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」、「社会参加の機会の確保」(骨格提言では「保障」としていたが「確保」にされた)、「地域社会における共生」、「社会的障壁の除去」は明確に謳われ、障害者総合支援法にも入れられている。

「障害者の定義」についてもいろいろな議論があり、発達障害も対象にするなど、読み込み方によっては幅広く対象になる可能性もあるが、難病について「一定の障害」の範囲を確定する作業では、厳しい議論が行われている。

「選択と決定」については、今年度は区分認定のデータを集めて検証を行い、来年度にモデル事業とソフト開発・研修等を実施して、平成26年度に新たな障害支援区分が出されることになっているが、データの検証のためのヒアリングを受けている団体から話を聞くと、どこまでの見直しを行うかについての国からの説明はさまざまに捉えているようであり、私は、知的障害や精神障害に柔軟に対応できるように調査項目は増やすが、国は基本的なしくみを変える気はないと理解している。また、骨格提言で指摘した障害程度区分に代わる支給決定のしくみや本人の意向を尊重するしくみ、不服申立のしくみは、来年度に総合支援法が施行された後に3年間かけて検討するということであり、その頃には国の担当者は全員代わっているので、うやむやにされる心配もある。

「サービスの体系」については、グループホームとケアホームの一元化と重度訪問介護の対象拡大だけは2年間かけて検討して実施することになったが、ケアホームの支援のレベルが下がったり、行動援護の利用者の幅が狭まるのではないかと心配する人もおり、当事者の側でもしっかり見守っていく努力が必要である。

「地域移行」も予想以上にひどい状況で、前回の委員会では親元で生活している人がグルー

プホームに行く場合なども地域移行支援・地域定着支援の対象になると説明したが、国は保護施設や矯正施設を退所する障害者を想定しているということがわかり、申し訳なく思っている。

「地域生活の基盤整備」については、自立支援協議会を法律上位置づけて、その提案を計画に反映することや、計画の策定にあたっての調査や進捗状況のチェックを法的に義務づけたことが、ひとつの目玉になっている。

「利用者負担」では、応能負担を原則とすることが法に明記された。ただし、自立支援医療については検討課題として残っている。

「相談支援と権利擁護」については、今年度から相談支援が個別給付化され、3年かけてすべての利用者にサービス等利用計画を作成することになり、西宮市では来年の4月に基幹相談支援センターを立ち上げて、指定特定相談支援事業所と連携して本人中心の支援計画を立てていく方向で準備がすすめられている。骨格提言ではすべての相談支援が本人の権利を擁護するという方向になるために、権利擁護のしくみをきちんと立ち上げるよう指摘したが、国は成年後見制度と虐待防止が権利擁護だとしており、非常に危険だと思っている。政権の枠組みによっては差別禁止法の制定なども止まる可能性が出ており、議論が錯綜している。

「報酬と人材確保」についても、恒久的な処遇改善加算を設けたことで終わりだというのが国の見解であり、厳しい状況である。

わからないことばかりなので、ダラダラした話になってしまったが、こういう現状だということ認識していただければと思う。

それでは案件に入りたい。障害者長期計画・障害福祉計画の進捗状況について、事務局より説明してほしい。

2 案件審議

(1) 寝屋川市障害者長期計画、障害福祉計画の進捗状況について

(事務局 資料に基づき説明)

[補足事項]

- ・資料送付時に、不明な点などは事前にご連絡いただいていた本日も回答させていただきおの願いをしたが、各委員からのご連絡はなかった。
- ・障害福祉計画の実績について、平成24年度は旧体系の事業がなくなるとともに新たな事業も開始されたため、23年度までの資料とは内容や形式を変更した。

(北野委員長)

駆け足で説明してもらったので、資料で不明な点なども含めて出してほしい。前回の委員会でもピアサポートセンターを設置するという話が出ていたが、どのようになっているのか。

(事務局)

ピアサポートセンターは部屋を確保し、聴覚障害、視覚障害、難病のピアカウンセリングが定期的に行われている。また、精神障害については相談支援事業所あおぞらが昨年度にピアカウンセラーを養成され、今年度はまず電話での相談から開始されている。

(北野委員長)

肢体不自由などの他の障害や、知的障害の家族などのピアカウンセリングも考えているのか。

(事務局)

肢体不自由の相談は障害者相談員に受けていただいている。知的障害については、今年度、自立支援協議会のなかに地域活動支援部会を立ち上げ、当事者や家族の思いを出しあえるサロンづくりに向けた研修を先月に実施したところであり、家族のピア活動ができるようになればと思っている。

(北野委員長)

知的障害については本人活動の支援を中心にすすめていくということである。国も今回の制度改正で当事者や家族の活動への支援を地域生活支援事業の必須事業としたので、そうしたも

のも活用しながらすすめてもらえればと思う。

(赤木委員)

障害者数の資料が示されているが、手話を日常言語としている人の数はわかるか。

(事務局)

データとしては掴んでいない。なお、0～3歳の聴覚障害児には療育訓練事業のぴよんぴよん教室、3歳以上には生野聴覚支援学校等で、手話等を身につける訓練の場が保障されている。

(北野委員長)

赤木委員にお聞きしたいが、団体の方で少しは把握できる状況なのか。

(赤木委員)

身体障害者福祉会の聴力言語部会の会員では80人ほどで、非会員の方をあわせて100人ぐらいは掴んでいるが、その他の人は掴み切れていないのが現状である。

(北野委員長)

どのように把握するかの方法は私もわからない。的確に掴む方法はないか。

(赤木委員)

4～5年前に200人ぐらいという報告があったと思うので、そこから増えているかを聞きたかったが、それが掴み切れていないのはおかしいと思った。

(北野委員長)

事務局の方で検討してほしい。

(岸谷委員)

防災については前回もお願いし、努力してもらっていることはわかるが、当事者には連絡が入って来ないので、救急医療情報キットだけでは安心できない。大阪府内でも堺市や岸和田市では危機管理室が中心となり、高齢者、障害者や保育所などが一体となって検討会を開いて福祉避難所を設けていると聞いているが、寝屋川市ではすすんでいない。個人情報の問題で話が終わってしまうが、私たちはそれよりも命が大事だと思っているので、危機管理室と話ができる機会があるとよい。市は本当に今のままでよいと思っているのか。

(北野委員長)

危機管理室と障害福祉課の関係はどうか。また、救急医療情報キットとはどのようなものか。

(事務局)

救急医療情報キットは医療情報等を書いて冷蔵庫に入れておくことで、救急隊などが情報を把握できるようにするものである。福祉避難所については施設の協議会とワーキングを行っており、どのようなかたちで協力していただき、どれくらいの人数が利用できるかのアンケートを実施した。障害と高齢をあわせて12か所ぐらいの協力が得られそうなので、25年度に協定書を結ぶことにしている。また、災害時要援護者名簿の活用方法については、厚生労働省の部会で東日本大震災の経験をふまえた検証が行われており、その状況をみながら関係機関と相談していきたいと考えている。

(北野委員長)

救急医療情報キットは高齢者も障害者も児童も共通のものか。

(事務局)

障害者と高齢者で共通である。障害者は手帳の等級や判定にかかわらず、緊急時に対応できない人には窓口ですべて配布しており、現在約2,600人に配布している。手帳交付時にも配布している。高齢者はひとり暮らしと高齢者のみの世帯に配布しており、ひとり暮らしで約7,000人、高齢者のみで約1,000世帯を配布している。

(朽見委員)

福祉避難所は二次避難所になると思うが、一次避難所からどのように移動するのか。備蓄などの話も出ているのか。また、災害時要援護者名簿は自治会や自主防災組織が管理すると聞いているが、自治会のない地域での対応などについて、どのように検討していくのか。

(事務局)

福祉避難所は災害が発生した時間帯やライフラインの状況などによって開設時期は変わってくるが、二次避難所という位置づけではない。備蓄についても危機管理室と調整している。また、災害時要援護者名簿は危機管理室で地図システムに落としており、地域との関係も検討できると考えている。

(仲井委員)

8月14日の水害の際に、朝の8時ぐらいに市役所に連絡したが一向に連絡が取れなかった。今後、こういう場合はどういう対応を取るのか。

(事務局)

8月の水害については危機管理室で検証中である。

(仲井委員)

また災害が起きないとも限らないので、早急をお願いしたい。

(北野委員長)

ぜひともよろしくをお願いしたい。

(大西委員)

私は自治会の会長もしているのですが、水害の日には緊急に役員会を招集し、役員が手分けして床上浸水・床下浸水の状況を調査し、市役所に一覧表を送り、それに応じて薬をもらった。災害時は市役所に電話しても、どうにもできないと思う。各自治会がしっかり働き、市民が協力して、市は報告を受けて対策を取ったり、見舞金の支給などを行うなど、自分のまちは自分で守ることも大事だと思う。

資料に記載されている認知症徘徊模擬訓練は、大阪府のモデル事業として行ったものであり、私の校区で高齢介護室、社会福祉協議会、校区福祉委員会、高齢者施設で設置している「安心と希望の委員会」で何か月もかけて準備し、6自治会で地区懇談会を行って、190人が参加して実施した。協力者には門標にシールを貼ってもらい、訓練後にも意識して取り組んでいる。

また、福祉避難所について、すばる・北斗作業所は台風の際は暴風雨警報が解除されるまで開所しているが、社会福祉協議会でも高齢者の福祉施設も含めて考えていかないといけないということを役員も認識しており、議論をしつつある。

(岸谷委員)

そのような動きをされていることが私たちにはわからず、不安な毎日を過ごしているのですが、大西委員の地域をモデルとして、寝屋川市全体がそのようになればよいと願っている。

(菅原委員)

障害者スポーツに関する事業の実績がなかなか上がらないが、今年は寝屋川元気夢まつりと京阪ブロックスポーツ大会の日程が重なっていた。うまく調整できれば参加者数も増えると思うので、調整が必要だと思う。

(事務局)

主催団体との調整になるので、できればよいと思うが、来年度の日程も決まっていると聞いている。

(北野委員長)

主催団体が市の施設を借りに来れば調整が可能かもしれないが、別の場所で開催する場合は市の方で関与するのは難しいのではないかと。団体どうして協議してもらおうしくみをどうつくるかを、検討してもらえればと思う。

(大澤委員)

精神障害者のケアホームについて、前回の委員会でも設置をお願いした。資料には「民間の事業所で開設を検討している」と書かれているが、進捗状況はどうか。

(事務局)

今のところ精神障害者のグループホーム・ケアホームの開設に関する話は聞いていないが、

地域生活支援センターあおぞらが、地域移行に向けたトライアルハウスを、補助金を受けて実施されていると聞いている。

(大澤委員)

トライアルハウスについては把握している。

(北野委員長)

トライアルハウスで地域移行の訓練をした後は、一般の民間住宅で生活することを想定しているのか。

(事務局)

そうである。

(岸谷委員)

短期入所については機会あるごとに意見を述べているが、事業者にお問い合わせしてもなかなか調整がつかず、重度の人が利用できる施設がないので、医療ケアが必要な子どもはどうすればよいかを、いつも心配している。専門職がいないと利用できない現実があるので、真剣に考えてほしいと毎回お願いしており、前向きな答えがほしいと切に思っている。

(事務局)

短期入所の確保はなかなか難しい問題だが、必要性は十分認識している。

(岸谷委員)

回答できないと思うが、訪問すればわかるように各々の家族が本当に大変な思いをしているので、取り組んでいかないといけない。すばる・北斗福祉作業所でいろいろな検討課題があげられており、そういうところからでもスタートしてほしいと願っている。力を貸してほしい。

(仲井委員)

タウンくるバスについて、市民体育館に行くバスはあるのに返ってくる便がないのは、どうなっているのか。私は20分かけて歩いて行くが、駅から市民体育館はかなりの距離がある。

(菅原委員)

市民体育館に行くバスの本数も少ない。

(事務局)

ご意見を担当課に伝える。

(朽見委員)

寝屋川市では乳幼児の健診からフォローの体制がきちんと取られてきたが、法改正によって放課後等デイサービスなどの事業所が増えている。これらの事業所のネットワークづくりも模索していると聞いているが、事業者連絡会のようなものが必要だと思う。成人についても日中活動を支援する事業所がかなり増え、いろいろな形態で開設されている。事業所のネットワークとして施設協議会があり、研修やあいあい祭の開催など活発に活動されているが、新しく増えた事業所は入っていない。そのため、加盟していない事業所は協議会の職員研修には参加できず、利用者もあいあい祭などに参加しにくい状況があると、利用者の立場として思う。今後は児童も成人も事業所がもっと増えると思うと不安もあり、事業者のネットワークづくりについてどのように考えているかを聞きたい。

(北野委員長)

乳幼児健診のフォローや児童発達支援、学校教育につなぐネットワークのしくみは全国的に大きな問題なので、国としてどのような政策誘導を行うのかを障害者政策委員会で質問したが、厚生労働省の回答は、モデル事業を実施して検証結果を示していくが、市町村の取り組みなので国から強制することではなく、全国的な状況のデータも揃っていないという回答だった。国にはあまり期待できないので各市町村でやらないといけないが、市はどう考えているのか。

(事務局)

寝屋川市では五者協議会で保育所・幼稚園から小学校への進路の検討などを行ってきたが、今年度から株式会社等の事業所が参入してきたなかで、連絡を取りあうとともに全体としてサ

ービスの水準を上げていくことが必要だと考えている。そのため自立支援協議会に障害児部会を立ち上げたいと考えており、まだ具体的な動きはできていないが、その方向ですすめたい。

(北野委員長)

西宮市では自立支援協議会に児童部会があり、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの事業所ができると、どのような事業をしているのかなどのチェックを行い、部会のメンバーになってもらってレベルアップを図るなど、一定以上のレベルでなければやりにくい状況をつくらうとしているので、参考にしてほしい。

(事務局)

成人の新設の事業所は、施設協議会に入ってもらおうよう市からもお願いしていききたいと考えており、事業所の設立にあたっての問題も解決しながらまとめられるよう、努力していきたい。

(大西委員)

すばる・北斗の理事長の立場で発言させていただく。すばる・北斗福祉作業所は5年の年限があり、終了後は各事業所に紹介しているが、私の考えとして福祉に株式会社は馴染まないので紹介は一切していない。株式会社等が施設協議会に参加するのは、私は反対である。

(北野委員長)

委員の個人的なご意見としてお聞きする。

(朽見委員)

事業所が施設協議会に入ることを断ればしかたないと思うが、施設協議会はよい取り組みをされているので、利用者が選択した事業所によって分け隔てされないように、広い心で考えていただけるとよい。これは利用者としての私の個人的な意見である。

(北野委員長)

先日、西宮市の児童部会で話を聞いた放課後等デイサービスの新たな事業所は、歯科診療所や薬局などが運営されていた。いろいろな事業所ができていますので、営利なのか非営利なのかもややこしく、いろいろな議論があるということだと思う。

(馬場委員)

保育所とあかつき・ひばり園の交流について、公立保育所ではフォローができていたが、民営化がすすむなかで、民間保育園の受け止め方や協力の度合いはどうか。

また、市民後見人について、大阪市ではかなり前から取り組んでいる。大阪府内でも後見支援の需要が多く、供給が追いつかないが、寝屋川市は市民後見人について具体的に考えたり議論しているのか。

(事務局)

あかつき・ひばり園と公立保育園は交流保育を月1回程度行い、子どもどうしの交流とともに、保護者には進路選択の参考にしていただいている。民間保育園についても障害児を受け入れていただいております、巡回相談も行っている。

市民後見については、職員が研修に参加して情報を集めて、導入について検討している段階である。

(馬場委員)

市民後見については前向きに検討していると捉えてよいか。また、民間保育所は、子どものアレルギーへの対応など、どの程度の保育の質が担保されているかが気になった。

(事務局)

今回の法改正で総合支援法では市民後見人等を活用した法人後見の支援が必須事業として考えられているが、具体的な中身は示されていないので、もう少し検討していかなければならないと考えている。市民後見は大阪市や府内南部で先行してすすめられていると聞いており、検討していきたいとは思いますが、親族後見でいろいろな不祥事が発生しているので、弁護士、司法書士、社会福祉士を活用した方がよいのではないかと私は考えている。あわせて法人後見の検討を行っていききたいので、北野委員長に情報をお聞きしたい。

また、保育所でのアレルギーへの対応は、障害福祉課では把握していない。

(北野委員長)

西宮市では市民後見の養成も始めているが、実際にどのように活動してもらうかのしくみが難しい。西宮市には法人後見を行うNPOがあるので、市民後見人には補助的な活動を行ってもらっているが、神戸家裁は市民後見人を選任する段階には至っておらず、いろいろな調整が必要である。まずは生活支援員として金銭管理の支援ができるレベルの人でなければ、生活全体を支援する後見の業務は難しいので、レベルアップのしくみも含めて検討してほしい。

(赤木委員)

小学校での手話教室について、8年前は障害福祉課から聴力言語部会に連絡があったが、その後はないのでなくなったのかと思っていたが、資料には実績が載っている。部会としてもそのような情報を知らせてもらい、関わっていききたいと思う。また、学校での支援について、23年度は言語聴覚士も訪問したと書かれているが、どういう仕事をする人なのか。

(村井アドバイザー)

手話教室について、社会福祉協議会では学校や地域の依頼を受けて、地域で活動しているボランティアの方をお願いして福祉教育を行っており、手話教室は手話サークルひびきから行っている。

(赤木委員)

手話教室は障害福祉課ではなく、社会福祉協議会が行っているということか。

(村井アドバイザー)

学校での福祉教育は社会福祉協議会が行っている。障害福祉課では手話通訳者の養成などで関わっていると思う。

(北野委員長)

資料では障害福祉課の項に手話教室が書かれているが、今の話とは別のものなのか。

(事務局)

障害福祉課では出前講座として手話に関する話を行っている。資料に記載しているのは出前講座として派遣しているものであり、表記の間違いである。

(北野委員長)

出前講座は聴力言語部会と連絡を取って行っているのか。

(事務局)

障害福祉課の職員を派遣している。

また、言語聴覚士について、教育指導課では教師や保護者への教育相談を実施しており、ケースに応じた専門職員を派遣し、子どものようすを観察してアドバイスを行うよう、専門職員として特別支援教育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士を非常勤で配置している。言語聴覚士は発話に課題をもつケースに派遣しており、直接手話を教えるものではない。なお、手話の授業は、すべての学校で行っているわけではないが、聴覚に課題のある子どもがいる学年などでは、その子どもを理解するよう、障害福祉課や社会福祉協議会に依頼して手話の授業などを行っている。

(北野委員長)

言語聴覚士は聴能訓練士とは違い、発達に障害のある人の言語指導や重い障害がある人の嚙下指導などを主に行う専門職である。

(富田アドバイザー)

この10月から障害者虐待防止法が施行され、私も相談支援事業所の立場で関わっているが、それ以前からも高齢介護室から、高齢者虐待で虐待者が障害者であるケースなどの相談が寄せられている。そのようなケースでは、被虐待者を保護するために分離すると、残された障害者がひとりで生活することは難しいので、支援が必要になる。高齢者どうしや障害者どうしの夫婦でのDVのケースなども出ており、それぞれの法律による縦割りはなんとかならないかと思

っている。どの課が担当するかは押しつけあいになりかねない一方で、お互いに連携すればうまくいく事案もあるので、どこがイニシアティブを取るかが重要である。長期計画には(仮称)権利擁護支援センターの検討が第1次計画から記載されており、地域福祉計画にも明記されているが、少なくとも虐待に関するネットワークは必要である。児童分野では虐待防止の協議会があり、高齢分野でも準備をしていると聞いているが、障害分野ではすすんでいない。虐待は本来あってはならないことだが、起こったときの対応としての分野を超えたしくみを、前向きに検討してほしい。

(菅原委員)

私は摂津市の障害者施設に勤めているが、DVの問題が起こったときの対応は障害福祉課が中心となって行った。

(北野委員長)

高齢者と障害者の世帯で虐待が起きている事例は、これからも出てくると思う。高齢と障害をばらばらに考えるのではなく、西宮市のように権利擁護支援センターのようなかたちで展開した方がよいと思うので、検討をお願いしたい。

(事務局)

はい。

(北野委員長)

「はい」という返事である。

(馬場委員)

障害のある親に育てられている児童のネグレクトなども多いので、関係してくると思う。

(北野委員長)

将来的には、それも含めて考えてほしい。

他に意見がなければ、本日は梶田副委員長が欠席されているので、岸谷委員にまとめをお願いしたい。

3 閉会あいさつ(岸谷委員)

委員長の指名なので、大変失礼だと思うがあいさつをさせていただく。当事者家族として、20年前から比べると良い社会になってきたと思うが、まだまだいろいろな問題がある。心豊かな生活をしたと思ってても、泣いている人がたくさんいるということをもう一度考えていただき、本日の意見に対して、次回はできるだけ良い答えが返ってくればよいと思っている。

(事務局)

次回の委員会は平成25年度に1回開催する予定だが、委員の任期が来年の3月31日までとなっているため、25年度に入れば新たに委嘱させていただく予定にしている。

(閉会)